

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 24 日 (火) 第 91 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (学事法制課取扱い) 1
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則 (※) (道路維持課取扱い) 1

公 告

- 令和 2 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告の変更公告 (建築課取扱い) 2

規 則

鹿児島県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第11号

鹿児島県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県私立学校等に関する規則 (平成 7 年鹿児島県規則第 48 号) の一部を次のように改正する。

別表中「第 40 条の 3 又は」及び「これらの規定を」を削り、「特別代理人 (仮理事) 選任請求書」を「仮理事選任請求書」に改める。

別記第 8 号様式中「, 履歴書及び役員が私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号) 第 38 条第 8 項において準用する学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 9 条各号」を「, 履歴書及び役員が私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号) 第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号」に、「の履歴書及び役員が私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号) 第 38 条第 8 項において準用する学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書面」を「の履歴書」に、「, 校舎」を「及び校舎」に改める。

別記第 11 号様式及び別記第 12 号様式中「において準用する学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 9 条各号」を「第 1 号又は第 2 号」に改める。

別記第 28 号様式中「特別代理人 (仮理事) 選任請求書」を「仮理事選任請求書」に改め、「(第 40 条の 3)」を削り、「特別代理人 (仮理事) の」を「仮理事の」に、「特別代理人 (仮理事) に」を「仮理事に」に改める。

別記第 32 号様式中「において準用する学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 9 条各号」を「第 1 号又は第 2 号」に改める。

附 則

この規則中別記第 8 号様式, 別記第 11 号様式, 別記第 12 号様式及び別記第 32 号様式の改正規定は公布の日から, その他の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第12号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める
 国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道
 の維持及び修繕等を定める規則（平成21年鹿児島県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

269号（皆倉バス停留所前から南大隅町との境界までの区間に限る。）	を
269号	に改める。
448号	

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

令和 2 年 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告の変更公告

令和 2 年 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告（令和 2 年 3 月 10 日鹿児島県公報第 87 号登載）の一部を次のように変更する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

5 受験手続の(1)のイを次のように変更する。

変更前	イ 提出書類等の提出先及び受付期間 公益財団法人建築技術教育普及センター本部 郵便番号 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 6 号 電話番号 03-6261-3310 令和 2 年 3 月 25 日（水）から同月 31 日（火）までとする。
変更後	イ 提出書類等の提出先及び受付期間 公益財団法人建築技術教育普及センター本部 郵便番号 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 6 号 電話番号 03-6261-3310 令和 2 年 3 月 25 日（水）から同年 4 月 13 日（月）までとする。

5 受験手続の(3)を削る。

6 受験申込書の用紙の交付を次のように変更する。

変更前	6 受験申込書の用紙の交付 5 の(1)又は(3)に必要な受験申込書の用紙は、公益社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部（南薩支部、川薩支部及び奄美・大島支部を除く。）において、令和 2 年 3 月 16 日（月）から同年 4 月 13 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）交付する。 なお、前記の期間内に鹿児島県鹿児島地域振興局、南薩地域振興局、北薩地域振興局、大島支庁及び大島支庁徳之島事務所並びに垂水市役所においても交付するが、交付場所については、同期間内に当該地域振興局等に問い合わせること。
	6 受験申込書の用紙の交付 5 の(1)に必要な受験申込書の用紙は、公益社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部（南薩支部、川薩支部及び奄美・大島支部を除く。）において、令和 2 年 3 月 16 日（月）から同年 4 月 13 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

変更後

交付する。

なお、前記の期間内に鹿児島県鹿児島地域振興局、南薩地域振興局、北薩地域振興局、大島支庁及び大島支庁徳之島事務所並びに垂水市役所においても交付するが、交付場所については、同期間内に当該地域振興局等に問い合わせること。